

家庭内家具等転倒防止器具取付等実施の流れ

家庭内家具転倒防止器具を取り付けたい

家具等転倒防止器具の取付を自分で行うため、器具の給付だけを申請したい。

①「袋井市家庭内家具等転倒防止器具給付申請書」を危機管理課または支所市民サービス課へ提出

市の指定する器具の中から6台分までの転倒防止器具を現物給付する。但し、家具1台分の器具代として2,000円まで市が負担(家具1台分の器具代が2,000円を超える分は申請者の自己負担)とする。

②市から申請者へ「袋井市家庭内家具等転倒防止器具給付決定通知書」を交付

(器具給付で家具1台に対して使う器具の値段が2,000円以上になり、自己負担額がある場合は納入済通知書を同封します。)

納入済通知書は市役所1階の静岡銀行窓口か出納室または、浅羽支所市民サービス課市民サービス係の窓口で申請者負担分をお支払いください。

③申請者は、危機管理課または支所市民サービス課の窓口で転倒防止器具を受け取る

家具1台分の器具代が上限の2,000円を超える申請者は、器具受け取りの際に、領収書をご持参ください。